

第15回 宪法と平和を考える集い



私たちの権利と最近の憲法状況

I. 講演：成見 正毅氏（弁護士）

II. 現場からの報告

- ①国鉄問題と労働者の権利
- ②私達の健康と国立病院の統廃合問題

1986年5月3日(土) 憲法記念日

午前10時30分 - 12時30分

宮崎市中央公民館大研修室

資料集

もくじ

(1) 講演レジメ	p.1
(2) 「安全保障会議法案」	p.2
(3) 行革審答申 (S60.7.22)	p.3
(4) 戦時大本営条例	p.4
(5) 自民党「国家機密法案」修正案 (86.4.3)	p.5
(6) 「研究交流促進法案」をめぐって	p.6
(7) 「研究支流促進法案」	p.8
(8) 国鉄問題と労働者の権利	p.10
(9) 国立医療再編・合理化をめぐって	p.12
(10) 厚生省の「全体計画」	p.15
(11) 日米防衛協力のための指針(ガイドライン)	p.17
(12) えびの市超長波通信塔の正体	p.19

主催：

日本科学者会議宮崎支部
宮崎民主法律家協会



私たちの権利と最近の憲法状況（レジメ）

一、現憲法の成立とその意味

二、改憲策動の経過とその内容

1、明文改憲運動

自民党憲法調査会・自主憲法期成議員同盟

日本を守る国民会議・自主憲法制定国民会議

2、運用（解釈）改憲運動

三、憲法理念に対する攻撃と侵害の現状

（特に80年代、中曾根内閣の特徴）

1、反動勢力のねらいは何か。

戦後政治の総決戦路線

2、日米安保条約と自衛隊

核同盟の強化

シーレーン防衛、四海狭封鎖

防衛費G N P 1%枠撤廃

えびのV L F 基地問題

3、イデオロギー、思想、教育

靖国問題

日の丸・君が代

天皇キャンペーン

教科書問題

教育臨調

4、臨調行革

①目的と内容

②国鉄問題

③医療問題

5、弾圧、有事立法の策動

①刑法・少年法改悪問題

②拘禁二法改悪

③政党法

④国家機密法

⑤安全保障會議法

6、労働関係法規の改悪

①男女雇用平等法

②労働者派遣法

③労基法改悪

7、司法の反動

8、その他

四、我々は何をなすべきか。

1、反動攻撃の手口・方法

2、核時代における現憲法の意義

3、草の根からの運動を

国家機密法反対運動の教訓

安全保障会議設置法案

第一条(設置) 国防に関する重要な事項及び重大緊急事態への対処に関する重要な事項を審議する機関として、内閣に、安全保障会議(以下「会議」という。)を置く。

第二条(内閣総理大臣の諮問等) 内閣総理大臣は、次の事項については、会議に諮らなければならない。

一 国防の基本方針

二 防衛計画の大綱

三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱

四 防衛出動の可否

五 その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要な事項

六 内閣総理大臣は、重大緊急事態(前項の規定により国防に関する重要な事項としてこの対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態)であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。以下同じ。)が発生した場合において、必要があると認めるときは、当該重大緊急事態への対処措置について会議に諮るものとする。

3 前二項に定める場合のほか、会議は、国防に関する重要な事項及び重大緊急事態への対処措置につき、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。

第三条(組織) 会議は、議長及び第五条各号に掲げる議員で組織する。

第四条(議長) 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、次条第一号に掲げる者である議員がその職務を代理する。

第五条(議員) 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 内閣法(昭和二十二年法律第五号)第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣

二 外務大臣

三 大蔵大臣

四 内閣官房長官

五 国家公安委員会委員長

六 防衛庁長官

七 経済企画庁長官

第六条(服務) 議長及び議員は、非常勤とする。

2 議長及び議員並びに議長又は議員であつた者は、その職務に関して知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

第七条(関係国務大臣等の出席) 議長は、必要があると認めるときは、関係の国務大臣、統合幕僚会議議長その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

第八条(議事) 会議の議事に關し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。



第九条(事務) 会議に関する事務は、内閣官房において處理し、命を受けて内閣審議官がつかさどる。

第十条(主任の大臣) 会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

第十一条(委任規定) この法律に定めるもののほか、会議に必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 (施行期日) この法律は、昭和六十一年七月一日から施行する。

2 (国防会議の構成等に関する法律の廃止) 国防会議の構成等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十六号)は、廃止する。

3 (防衛庁設置法の一部改正) 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

日次中「第三章 国防会議(第六十二条・第六十三条)」を削る。

第一項中「ことともに、国防会議の設置について定める」と削る。

第三章を削る。

4 (行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正) 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のようにより改正する。

第一項中「内閣法制局及び国防会議事務局」と「及び内閣法制局」に改める。

5 (恩給法の一部改正) 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「国防会議事務局長を削り、同項第三号中「法制局事務官若ハ國防会議事務官」を「若ハ法制局事務官」に改める。

6 (恩給法の一部改正に伴う経過措置) 従前の規定による国防会議事務局長及び国防会議事務官について、前項の規定による改正後の恩給法第二十条第二項の規定にかかるうえ、なお従前の例による。

第一 設置

安全保障会議設置法案要綱

國防に関する重要な事項及び重大緊急事態への対処に関する重要な事項を審議する機関として、内閣に、安全保障会議(以下「会議」という。)を置くこと。

第二 内閣総理大臣の諮問等

一 内閣総理大臣は、国防の基本方針、防衛計画の大綱、前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱、防衛出動の可否及びその大綱が必要と認める国防に関する重要な事項については、会議に諮らなければならないこと。(第二条第一項関係)

二 内閣総理大臣は、重大緊急事態(前項の規定により国防に関する重要な事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態)が発生した場合において、必要があると認められたときは、当該重大緊急事態への対処措置について会議に諮るものとする。(第二条第一項関係)

三 前二項に定める場合のほか、会議は、国防に関する重要な事項及び重大緊急事態への対処措置につき、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。(第二条第二項関係)

四 会議は、議長及び議員で組織すること。(第三条関係)

二 議長は、内閣総理大臣をもつて充てること。(第四条関係)

三 議員は、内閣法第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣、外務大臣、大蔵大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長、防衛庁長官及び経済企画庁長官をもつて充てること。(第五条関係)

四 議長は、必要があると認めるときは、関係の国務大臣、統合幕僚会議議長その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせること。(第七条関係)

五 会議に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣審議官がつかさどること。(第九条関係)

六 会議に係る事項については、内閣法にいわう主任の大臣は、内閣総理大臣とすること。(第十条関係)

四 (施行期日)

この法律は、昭和六十一年七月一日から施行すること。(附則第一項関係)

五 その他

会議の設置に伴い、国防会議及び国防会議事務局を廃止する等所要の措置を講ずること。(附則第二項から第六項まで関係)

内閣における重大緊急事態対処体制の整備を図るために、現行国防会議の任務を継承することもに重大緊急事態への対処措置等を審議する機関として、内閣に安全保障会議を設置し、その構成その他安全保障会議に關し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行革審答申

昭和六〇年七月二二日
臨時行政改革推進審議会

目次

- 序論(略)
第一部 総合調整機能等の充実方策
I 内閣の総合調整機能の在り方
II 科学技術行政の在り方(略)
III 地方の自主性・自立性強化方策(略)
第三部 民間活力の発揮・推進方策(略)
おわりに(略)

I 内閣の総合調整機能の在り方

一 基本的考え方

ア 社会の高度化に伴い、行政需要は多様化し、行政運営は専門性の度を深めている。したがつて、各省庁による行政の機能分担は、行政の効率性を確保する上で不可欠である。しかし同時に、行政諸分野相互の結びつきは、より緊密となつて来ており、総合調整を的確・機敏に行う必要性も強まっている。とりわけ近年、このような総合調整の必要性は次の二つの理由により著しく増大した。

第一は、国際的相互依存関係の深化により、対外関係と国内行政との結びつきがかつてなく多様化し、緊密となってきたことである。今日いかなる行政分野も、対外関係を全く無視しては、適切な行政運営はなし得ないと言つて過言ではない。第二は、高度技術社会の到来と社会生活全体の複雑高度化、さらに、我が国の国際的役割の増大と我が国周辺の国際政治面での重要化等により、緊急な対処を要する重大な事態発生の可能性が潜在的に高まっていることである。

イ 対外政策や緊急事態は、その処理が遅延し、また適切さに欠ける場合、重大な損失や被害を招来しかねない。的確・機敏な対応は、これらの分野において、とりわけ重要なのである。

しかし、緊急事態や内政と深く結びついた対外関係の処理に当たっては、関連する行政分野はしばしば多岐にわたり、その総合調整は、必ずしも容易ではない。その上、従来の省庁分担体制や制度・施策の枠組みでは対処できないような新しい行政課題が頻出している。したがつて、各省庁による行政の機能分担を前提として、我が国行政において総合調整機能を強化することは、現在まさに緊要の課題となつてゐるのである。

ウ 我が国では、行政の総合調整は、各省庁とりわけ総合調整官庁による省庁レベルの調整努力を前提とし、内閣総理大臣及び内閣により最終的に確保される仕組みになつてゐる。したがつて、行政における総合調整機能を強化することには、各省庁なかでも経済企画庁、科学技術庁等の総合調整官庁が、全政府的視野に基づき、

その体制の見直しを含め調整機能を活性化することが必要である。

しかし、更に重要なことは、対外政策や重大な緊急事態等に対応するため、最終的な責任をもつての確・機敏に対応するため、内閣総理大臣及び内閣の指導性が、行政運営の全体を通して十分に發揮されることである。内閣総理大臣及び内閣の指導性發揮は、内閣総理大臣及び各國務大臣の見識と指導力に大きく依存するが、それに加え、直接補佐する内閣官房が的確・機敏に機能し得る体制となつていることが不可欠である。内閣総理大臣及び内閣による総合調整は、高度かつ政治的な判断を要するものであり、したがつて、その補佐体制は、内閣総理大臣及び内閣の意を体して機動的に作動し得るよう、柔軟・簡素・効率的なものでなければならない。

このような観点から、内閣を中心とする総合調整機能の強化を推進する必要がある。

高度かつ政治的な判断を要するものであり、したがつて、その補佐体制は、内閣総理大臣及び内閣の意を体して機動的に作動し得るよう、柔軟・簡素・効率的なものでなければならない。

内閣総理大臣及び内閣による総合調整機能の強化を推進する必要がある。

(1) 安全保障会議(仮称)の設置

国防会議の機能の活性化という臨時行政調査会答申の趣旨の実現を図るとともに、国家の安全に係る重大事に発展するおそれのある緊急事態(以下、「重大緊急事態」という。)に対する対処体制の整備等を推進するため、内閣に、安全保障会議を設置する。

① 安全保障会議は、国防会議の所掌事務を継承する。安全保障会議の設置に伴い、国防会議は廃止する。

内閣総理大臣は、現在国防会議に諮詢するところされている事項について、安全保障会議に諮詢しなければならない。

② 安全保障会議は、現行国防会議の国防に関する事項に係る任務のほか、重大緊急事態に関する次の重要事項について平常時から調査審議し、必要に応じ内閣総理大臣に対して意見を述べる任務を有する機関とする。

i 重大緊急事態対処の基本方針

ii 情勢分析及び重大緊急事態の想定

iii 重大緊急事態に対処する政府部内の情報連絡、意思決定の仕組み等に関するマニフェスト

iv その他国家の安全に係る重要事項

③ 緊急事態発生の際の対処は、その態様に応じ可能な限り、既存の法制あるいはマニュアルに従つて行うが、内閣総理大臣は、重大緊急事態が発生し、かつ、必要があると認めた場合には、安全保障会議を召集して、対処措置等を同会議に諮るものとする。

④ 安全保障会議は、内閣総理大臣を議長とし、外務大臣、大蔵大臣、内閣官房長官、国家公安委員長、防衛廳長官及び内閣法第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣をもつて構成する。

⑤ 安全保障会議には、議長が必要と認めた場合には、構成員以外の閣僚等も出席し、審議に参加することができるものとする。

なお、このように国防に関する重要事項と重大緊急の事態への対処を統一的に扱うことにより、情報の収集・分析機能の充実等が図られ、国防会議の機能が活性化し、有事に対する適切なシビリアン・コントロールを確保することができる担当責任者及び少数精銳のスタッフの配置が不可欠である。

(2) 緊急事態対処に係る総合調整機能の充実等

緊急事態対処に関する内閣官房の補佐体制を強化するためには、対外政策調整の場合と同様の考え方による緊急事態対処の事務レベルにおける担当責任者及び少数精銳のスタッフの配置が不可欠である。

ア 内閣官房の体制強化等

国防に関する重要事項及び緊急事態対処に関し行政各部の施策の統一保持上必要な総合調整を行うため、内閣副官房長官の下に、事務次官官邸は狭隘かつ旧式で、交通・通信設備も完備していない等、極めて問題が多い。

以上の観点から、緊急事態に内閣として有効、適切に対処し、有事に至らしめないようにするため、内閣を中心として、次のとおり対処体制等を整備する必要がある。

以上の観点から、緊急事態に内閣として有効、適切に対処し、有事に至らしめないようにするため、内閣を中心として、次のとおり対処体制等を整備する必要がある。

に準ずるクラスの上記担当責任者を長とし、幹部職員に優秀な人材を配する安全保障室(仮称)を内閣官房に設置し、内閣官房の緊急事態対処に関する体制を強化する。安全保障会議に関する事務は、同室において担当する。

イ 情報連絡体制及び意思決定の仕組み等の整備

① 安全保障室は、緊急事態に関する諸情勢の分析・評価、緊急事態対処の方策の検討等を行うとともに、緊急事態発生時の対処体制(対策本部、各省庁連絡会議の設置等)及び各種マニュアルの整備等について、関係各省庁の施策の総合調整を行う。

② 特に、緊急事態発生時の情報連絡については、関係情報を入手した省庁は、安全保障室及び対応上重要な関係を有する他省庁(秘匿を要する場合は関係部局長に限定)に速やかに連絡するという基本原則を確立するとともに、政府部内の情報連絡体制(連絡責任者、連絡ルート、二四時間体制等)を早急に整備し、そのマニュアル化を進める。

(3) 報道・広報対策

緊急事態への対処を成功に導くには、国民の理解と協力が不可欠である。情報不足や誤った情報により、国民が無用の不安や混乱に陥るのを防ぐとともに、緊急事態の悪化を阻止し、国家と国民の安全を守るために、情報の秘匿を含め慎重な対処を行う必要があること等にかんがみ、あらかじめ報道機関との調整や広報対策について政府部内の方針の統一を図つておく必要がある。

(4) 緊急事態対処のための基盤整備

① 我が国内外の情報の収集・分析体制を強化するため、内閣官房内閣調査室を同情報調査室(仮称)に改組するとともに、情報の総合的な把握を図るため、内閣官房副長官が主宰し、情報調査室、外務省情報調査局、防衛庁防衛局、警察庁警備局、公安調査庁等を構成員とする「合同同情報会議」(仮称)を設け、定期的に開催する。また、これらの関係機関における情報専門家の育成を図るため、関係機関間の人事交流を促進するとともに、情報の秘密保全のため、関係職員の守秘義務の確保について所要の措置を講ずる。

② 政府部内の情報連絡の円滑化に資するため「情報ネットワーク」を整備するとともに、内閣総理大臣官邸の近代化を図る(下記、四の(2)及び(3)参照)。また、情報収集機能の強化を図るため、最新の情報通信機器・設備の利用について検討する。

四 内閣の総合調整機能の全般的強化(略)

五 その他(略)

戦時大本営条例・大本営令

大本営令

(昭和一二年一一月一七日軍令第一号)

戦時大本営条例
(公布明治26・5・22勅52、全面改正明治36・12・28勅33、廃止昭和12・11・30勅68)

第一条 天皇ノ大本営下ニ最高ノ統帥部ヲ置キ之ヲ大本営ト称ス

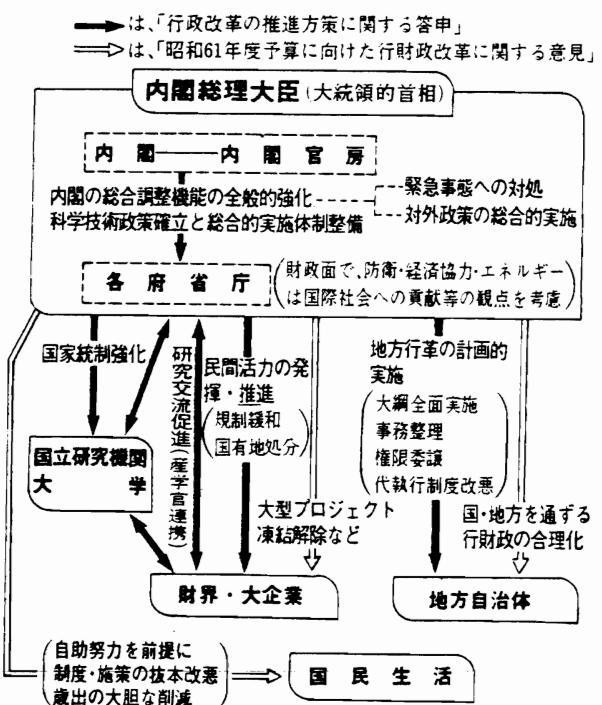
第二条 大本営ニ幕僚及各機関ノ高等部ヲ置ク其ノ編制ハ別ニ之ヲ定ム

第三条 參謀総長及海軍軍令部長ハ各其ノ幕僚ニ長トシテ帷幄ノ機務ニ奉仕シ作戦ヲ參画シ終局ノ目的ニ稽へ陸海両軍ノ策心協同ヲ圖ルヲ

第四条 陸海軍ノ幕僚ハ各其ノ幕僚長ノ指揮ヲ受ケ計画及軍令ニ関スル事務ヲ掌ル

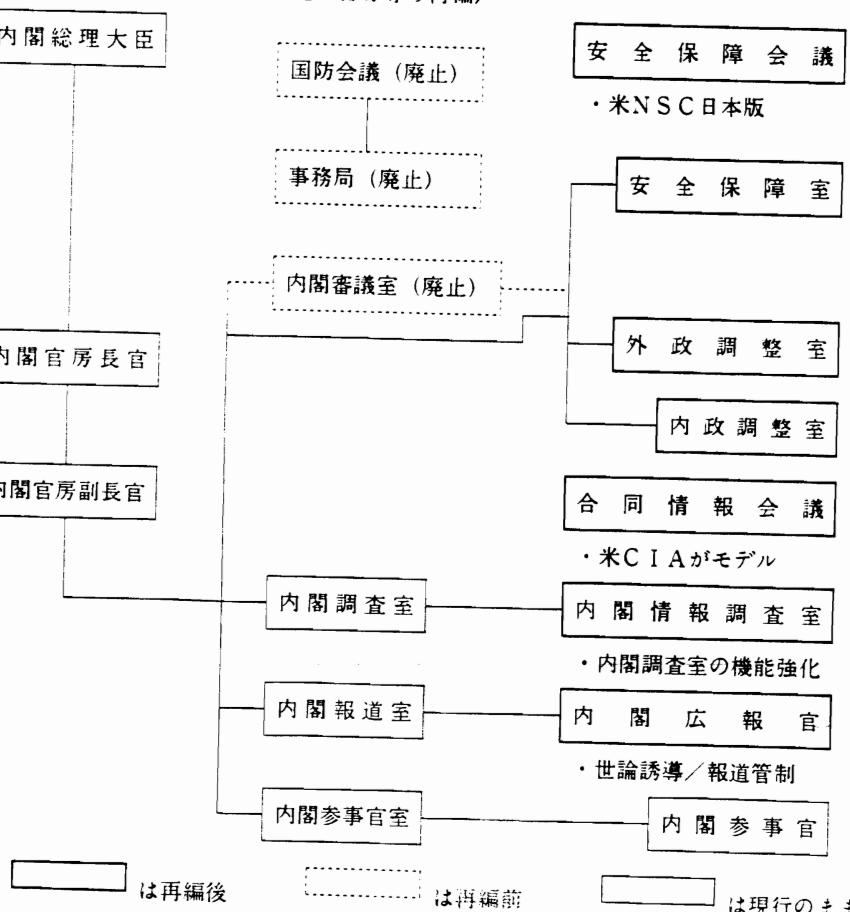
第五条 各機関ノ高等部ハ各其ノ幕僚長ノ指揮ヲ受ケテ當該事務ヲ統理ス

行革審答申・意見の概念図



内閣の総合調整機能の充実策

内閣の総合調整機能の全般的強化(官房等の再編)



86年4月3日に自民党がまとめた国家機密法の修正案

防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案

正部分

(目的)

第一条 この法律は、防衛秘密の保護に関する措置を定めるものとし、外國に通報する目的をもつて防衛秘密を探知し、若しくは収集し、又は防衛秘密を外國に通報する行為等を处罚するものにより、これらのスパイ行為等を防止し、わが国が国家安全に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「防衛秘密」とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿すべきことを要し、かつ、公になつてないものをいう。
二、この法律において「不当な方法」とは、法令に違反し、対価を供与し、偽計を用い、又は、秘匿状態にある文書、図画等をみだりに開披する等社会通念上認められるものとのべき手口をいい。

(防衛秘密保護上の措置)
第三条 国の行政機關の長は、その取り扱う防衛秘密に属する事項又は文書、

は、表現の自由その他の国民の基本的人権を不當に侵害するものがないとあつてはならない。また、防衛秘密保護上の措置を定めた者は、報道の業務に從事する者が、専ら公益を図る目的で、防衛秘密を公表し、又はそのため正当な方法により業務上行った行為は、「」れを罰しない。

外国人研究者を採用したり、施設を民間の研究者が利用できるようにしたりして、国立研究機関と外部の研究者の交流を促す「研究交流促進法案」が閣議決定された。

科学研究の国際化をはかり、研究者相互の交流を活発にしてることは、異論がない。だが、この法案は、そのような研究交流に防衛秘密を適用することは、異論がない。

軍事と無縁に連絡しながら点を挙げる事ができる。だからこそ、多くの研究成績がすみやかに科学者のあいだで交換されたその点に疑問がある。

朝日社説(86.3.16)

科学研究の平和原則守れ

は、「科学者の国会」と呼ばれる日本学術會議は昭和二十五年、「戦争を目的とする科学的研究には、今後、絶対に従わない」というわれわれの固い決意を表明する」と声明した。いま日本の科学技術は世界最高の水準に達しているが、その要因として、研究・開発を中心とした研究が実現したことなどが、この法案は、そのような研究交流に防衛秘密を適用することは、異論がない。

これが、この点を挙げると、このように笑い話のよがよじとまでまかり通るのである。すみやかに公開して民間に移転する方が国益のためになると思われる研究成果が、軍がうみださうしたくなるのである。だが、この調査報告はとうとうがとうと、このように笑い話のよがよじであった。だが、この調査報告は十五年にわたって軍事機密とされた。

軍事と無縁に連絡しながら点を挙げる事ができる。だからこそ、多くの研究成績がすみやかに科学者のあいだで交換された

付 則

この法律は、公布の日から起算して六年を超過しなじ範囲内において政令で定めることから施行する。

別表(第二条関係)
一、防衛のための態勢に関する事項
二、自衛隊の任務の遂行に必要な装備品及び資材に関する事項
三、外交に関する事項

第4条 次の各号の一に該当する者は、無期又は三年以上の懲役に処する。
一、外国(外國のために)行動する者を含む。以下の条及び次条において同じ。)に通報する目的をもつて、又は不

法の防衛秘密を取り扱つ者は、これが漏れる」とのなら、より最大の注意をしなければならない。
五、防衛秘密を取り扱つ者は、これが漏れる」とのなら、より最大の注意をしなければならない。

第六条 前条第一号に該当する者を除き、業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下に處する。
第七条 前条第一号に該当する者を除き、業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下に處する。

第九条 防衛秘密を取り扱つて業務とし、又は業務としていた者は、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を失はせたりして他人に漏らしたものば、一年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第十二条 第四条から第九条まで及び第十条第一項から第五項までの罪は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)總則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。
第十三条 前の規定は、教唆された者が教唆による犯罪を実行した場合においては、第五条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、第六条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第三項と同様とし、第七条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

第六条の規定は、教唆された者が教唆による犯罪を実行した場合においては、第八条又は前条第一項から第四項までの罪を犯した者が、五年以下の懲役に処する。この罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第十四条 第五条第一号、第六条第一号、第八条又は前条第一項から第四項までの罪を犯した者は、第八条又は前条第一項から第四項までの罪に該当する場合、その罪の刑を減輕し、又は免除する。

第十五条 第五条第一号、第六条第一号、第八条又は前条第一項から第四項までの罪を犯した者は、八年以下の懲役に処する。

第十六条 第五条の罪の陰謀をした者は、七年以下の懲役に処する。

第十七条 第五条の罪の陰謀をした者は、七年以下の懲役に処する。

第十八条 第五条の罪の陰謀をした者は、七年以下の懲役に処する。

第十九条 第五条の罪の陰謀をした者は、七年以下の懲役に処する。

第二十条 第五条の罪の陰謀をした者は、七年以下の懲役に処する。

第二十一条 第五条の罪の陰謀をした者は、七年以下の懲役に処する。

第二十二条 第五条の罪の陰謀をした者は、七年以下の懲役に処する。

第十条 第四条の罪の陰謀をした者は、十年以下の懲役に処する。

十一、防衛秘密を取り扱つて業務とし、又は業務としていた者は、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を外國に通報したるもの。

十二、前条第一号又は第二号に該当する者を除き、防衛秘密を外國に通報した者は、五年以下の懲役に処する。

十三、第六条の罪の陰謀をした者は、七年以下の懲役に処する。

十四、第七条の罪の陰謀をした者は、七年以下の懲役に処する。

第五条の規定は、教唆された者が教唆による犯罪を実行した場合においては、第五条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、第六条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第三項と同様とし、第七条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

第六条の規定は、教唆された者が教唆による犯罪を実行した場合においては、第八条又は前条第一項から第四項までの罪を犯した者が、五年以下の懲役に処する。この罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第七条の規定は、教唆された者が教唆による犯罪を実行した場合においては、第八条又は前条第一項から第四項までの罪を犯した者は、八年以下の懲役に処する。

第八条の規定は、教唆された者が教唆による犯罪を実行した場合においては、第八条又は前条第一項から第四項までの罪を犯した者は、七年以下の懲役に処する。

第九条の規定は、教唆された者が教唆による犯罪を実行した場合においては、第八条又は前条第一項から第四項までの罪を犯した者は、七年以下の懲役に処する。

第十条の規定は、教唆された者が教唆による犯罪を実行した場合においては、第八条又は前条第一項から第四項までの罪を犯した者は、七年以下の懲役に処する。

第十一条の規定は、教唆された者が教唆による犯罪を実行した場合においては、第八条又は前条第一項から第四項までの罪を犯した者は、七年以下の懲役に処する。

第十二条の規定は、教唆された者が教唆による犯罪を実行した場合においては、第八条又は前条第一項から第四項までの罪を犯した者は、七年以下の懲役に処する。

第十三条の規定は、教唆された者が教唆による犯罪を実行した場合においては、第八条又は前条第一項から第四項までの罪を犯した者は、七年以下の懲役に処する。

第十四条の規定は、教唆された者が教唆による犯罪を実行した場合においては、八年以下の懲役に処する。

第十五条の規定は、教唆された者が教唆による犯罪を実行した場合においては、八年以下の懲役に処する。

第十六条の規定は、教唆された者が教唆による犯罪を実行した場合においては、八年以下の懲役に処する。

第十七条の規定は、教唆された者が教唆による犯罪を実行した場合においては、八年以下の懲役に処する。

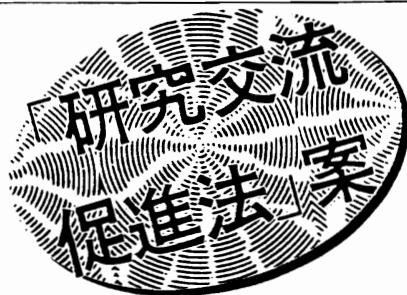
第十八条の規定は、教唆された者が教唆による犯罪を実行した場合においては、八年以下の懲役に処する。

第十九条の規定は、教唆された者が教唆による犯罪を実行した場合においては、八年以下の懲役に処する。

第二十条の規定は、教唆された者が教唆による犯罪を実行した場合においては、八年以下の懲役に処する。

第二十一条の規定は、教唆された者が教唆による犯罪を実行した場合においては、八年以下の懲役に処する。

第二十二条の規定は、教唆された者が教唆による犯罪を実行した場合においては、八年以下の懲役に処する。



大学が財界と米軍の下請け研究機関に

S D I 研究に動員される危険も

科学技術戦略

「行革審」答申にそつて

「研究交流促進法」案(仮称)はいつたいどんなものでしょか。これは、科学技術の効率的推進のために、国内外にわたり組織の枠を超えた協力を進めます。たために、産官学の研究協力を大々的にすめることが目的にしたもので、そ

の具体的な内容として次のものがあげられています。

①国立研究機関への外国人の採用、②研究公務員の民間企業への派遣、③国と民間との委託研究や受託研究で生じた特許の民間企業への譲与を

できるようにする、④国有企業の試験研究施設を民間に廉価で使用させることができる特別の措置をとるなどとなっています。

この法案は、直接的には昨年七月の臨調「行革」をさらにすすめる行政改革審議会(行革審)の答申にそつてすめられているものです。

答申は、「科学技術行政の在り方」の項で、「産学官等の研究交流の促進」をかけ、その方策として「①産官の研究組織の枠を超えた共

同の研究開発の促進、②異なる分野や機関の研究者による相互の意見交換や情報交換等の機会の拡大、③国際的に開かれた研究組織の表現、④施設・設備及び研究情報の公開とその相互利用の促進」を開いていました。

「研究交流促進法」案は、これらを実施するために必要な法的措置を一括してりこんだものです。同法案は、行政改革答申について科学技術行政の柱になるもので、日本開とその相互利用の促進」をあげていました。

産官学協同の推進

大企業奉仕を公然と

「研究交流促進法」案のねらいの一つは、産官学協同を大々的にすすめ、大企業奉仕を公然と円滑にすすめることにあります。

この法案の基礎になる行革審答申は次のように述べています。

「我が国の研究開発にとって当面する最も大きな課題の一つは、応用・開発段階重視の追い付き型の研究体制から創造的な基礎的研究を重視した体制への転換である……」ことを述べています。

米との軍事共同研究へ

日本の最先端技術を組み

るよう、軍事技術に転用できるものを含んでおり、「研究交流促進法」案に「平和的に限る」という規定がない以上、日米支配層の要請にこたえる形で軍事に利用されることがあります。

大企業にとって、特許権の企業への譲与、国有の試験研究施設の廃止使用などは、ねがつてもない恩恵で、これがが集中的に確保されているのです。

大企業に恩恵を与えて研究交流を「促進」する一方で、「重点化」という名目で公的部門を切り捨てる、これでは「重点化」という名目で公的研究開発が民間主導に進められ、國の研究機関の人的計画や施設運用計画などが大企業の要求中心にふりまわされ、研究開発が民間主導に進められる危険性が生じてきます。國の研究機関の公的役割を後退させうる以外のなにものでもありません。

ソ連の大陸間弾道ミサイルを発射から目標到達直前までの各段階で監視し、レーザー兵器などで破壊する戦略防衛構想(SDI)――宇宙にまで核軍拠をひろげる――。米国からいま日本に要請されているこのSDIへの研究参加問題について、自民党の藤尾政調会長は次のように外務省に「指示」をしたといわれています。

「政府が直接研究にタッチせず、わが国企業が独自に研究に参加できる方法を検討してほしい」

一方、外務省は二月二十日、

省が重視している分野に入るものが大部分」(八五年二月衆院商工委員会の通産省局長の答弁)と認めています。

現在、アメリカが日本の高度先端技術のうちで強い関心を示している分野は、「ICのカンヅメ」といわれるミサイルや戦闘機などをいつそう軽量、小型化できる集積回路

の「研究交流促進法」案な

どです。

この日米両方の危険な思惑を確実に実現へ導こうとするのが「研究交流促進法」案なのです。

中曾根首相になつて強行された対米武器輸出供与の取り決めて、提供される技術は防

のため、産学官の研究交流の飛躍的な促進を図る」

「科学技術の振興や実践の大好きな役割は、今後とも民間部門が担うことなるが、公的部門の役割は、どうしても公的部門でなければできない分野に重点化する」

つまり、研究開発の「公的部門」をどんどん切り捨て民間に移譲するというものですが、「民間」とはどこ一部の大企業であり、新たな大企業奉仕策なのです。

たとえば、八四年度の国立大学と民間企業の共同研究は三十五大学百六十件。そのうち日立製作所九件、石川島播磨重工五件、三菱金属東芝がそれぞれ四件、川崎重工、住友金属、間組が三件と、この七社だけで全体の二割を占めています。さらにアメリカなどが求める高度先端技術などが一般的の民間企業では扱えず、一部の大企業になってしまします。

動員される対象も問題です。先に紹介した八四年度の国公立大学と民間企業の共同研究で最も多い分野がセラミックなどの材料開発関係で、約三分の一を占めます。つづいて機器開発関係、バイオテクノロジー関係、エネルギー開発関係、ソフトウエア関係、エレクトロニクス関係です。これらの多くはあとでも述べ

ムひ素素子、通信やレーダーに使うマイクロウェーブ回路、精密度、耐熱、耐震動性にすぐれていて戦闘機やコンピュータ回路の容器になるセラミックス、センサーを利用して森林中の戦車などの発見にも利用できるミリ波など、十六分野(米国防省国防科学委員会)といいます。

これについて、日本側も「アメリカが関心を示していない防衛技術十六分野は、通産

衛厅と民間が開発したもの

対象とされており、防衛厅所管以外の国の研究機関が開発した技術は対象外とされています。

ところが、国と民間企業の研究交流を促進し、それで生じた特許権を民間企業に譲り渡せる制度の創設などを盛りこんだ「研究交流促進法」案と、従来の武器技術供与の取り決めが結びつけば、民間企業をパイプ役に日本の高度先端技術を軍事転用技術として米国に流すことが容易になります。つまり、日本の高度先端技術をSDIをはじめとした軍事技術に公然と転用する道をきりひらこうとするものなのです。

しかも、この法案には、「公開の原則」が明記されていません。このため、研究成果の発表がアメリカ側や企業などの注文で制限される危険を伴うことになります。

アメリカのパール国防次官補は八五年十二月、米下院外交委員会合同公聴会で、SDIに参加する外国企業・研究所はその国の政府による機密保護にかかる審査を通してなものでなければならず、情

報・技術保護のために「いつも厳重な安全基準を追求する」と主張。在米日本外交筋も、SDI参加で問題となる機密保護については新たに立法も必要と語っています。

このことは、日米間の軍事技術の共同研究・開発の点から国家機密法の必要性を説くものであり、国の研究機関、研究公務員の研究の自由を侵す危険があることを示しています。



国家目的にそって科学技術を総動員する「研究交流促進法」案は臨教審路線と一体。臨教審路線反対の学生の運動がすすんでいる

機構や研究内容の変質化

大学の直接支配めざし

中曾根自民党内閣がすすめる、これらの科学技術政策によって、大学自体の変質化が企図されています。

行革審科学技術分科会の報

告は次のようになります。

「科学技術会議は、科学技術の推進を図る立場から、大学の学部・学科の構成

及び大学における研究活動の在り方について必要な意見を述べる」

「大学の研究開発の資源の活用を図ることとともに、学術研

究自体の活性化にも資するところ

の視点から、民間企業、国立

試験研究機関等との共同研

究、受託研究等を一層推進す

る」

大学は、とくに日本の研究開発の基礎研究で重要な位置を占めています。そのためには、大学などの研究機能を大幅に充実、強化することが必要なのに、その方向はまったく示しません。

逆に、国や独占資本は、

「全政府的観点」、自らに必

要な高度先端技術産業育成の

ために、科学技術振興を行お

うとしています。そのためには、

科学技術会議を頂点にして、

大学を含む研究教育体制や機

構、研究内容まで、国や独

占資本の思い通りのものにし

ようとしているのです。

これでは、学問研究の自

由、大学の自治や自主性など

は保障されないばかりか、科

学技術会議が指図して「全政

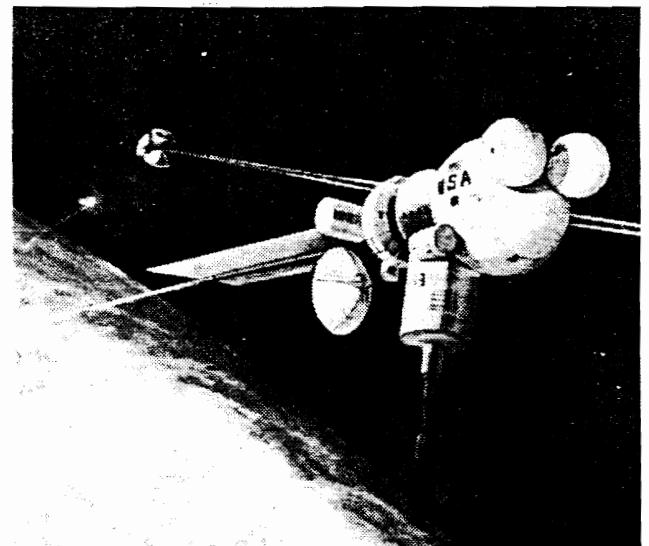
府的観点」(国家目標)にも

とづいて学部・学科のスクラ

ップ・アンド・ビルトなど、

大学の変質化がおしつけられ

ることは明らかです。



「研究交流促進法」案はSDI研究に参加する道を開くものだ。写真はアメリカの攻撃衛星がソ連の核弾頭を電磁砲で攻撃する米海軍の想像図(ロイター=サン)

「総決算」路線の一環

本来、科学技術行政は、研究者や国民の英知を集めて、研究自体の活性化にも資するところですが、いま中曾根自民党内閣によつてすすめられようとしている科学技術行政

の意図をうけて、政府や財界

の戦略にそつたものであります。

この行革審申込は、この法案

の意向をうけて、政府や財界の戦略にそつたものであります。その利益を擁護しようという

大企業リ独占資本のねらいが

根底にあります。

この行革審申込は、この法案の意図をうけて、政府や財界の戦略にそつたものであります。その利益を擁護しようといふ

大企業リ独占資本のねらいが

根底にあります。

この行革審申込は、この法案の意図をうけて、政府や財界の戦略にそつたものであります。その利益を擁護しようといふ

大企業リ独占資本のねらいが

根底にあります。

この行革審申込は、この法案の意図をうけて、政府や財界の戦略にそつたものであります。その利益を擁護しようといふ

大企業リ独占資本のねらいが

根底にあります。

この行革審申込は、この法案の意図をうけて、政府や財界の戦略にそつたものであります。その利益を擁護しようといふ

大企業リ独占資本のねらいが

根底にあります。

研究交流促進法案について

研究交流促進法

昭和六一年三月十三日

科学技術庁

(目的)

一 産学官及び外国との研究交流の促進のための法制度について
は、臨時行政改革推進審議会の「行政改革の推進方策に関する答
申」(六十年七月二二日)において、科学技術庁が関係省庁の協
力を得て、「研究交流促進法」(仮称)の案を取りまとめ、関係
省庁と共同してその成立を図るよう求められている。

二 政府は、「昭和六一年度に講すべき措置を中心とする行政改革
の実施方針について」の閣議決定(六十年十二月二八日)を行
たが、その中で研究交流の促進に関しては、①「研究交流促進法」
(仮称)について政府部内において調整・立案を進め、今国会に
提出する、②運用により対処すべき事項について答申の趣旨に沿
つて、その基本方針の閣議決定を行う旨の方針を定めた。

三 研究交流促進法案の要点は以下のとおりである。

- (1) 試験研究機関等の専ら研究に従事するハイレベルの研究公務
員(防衛庁の職員を除く)に外国人を任用できるようにするこ
と。(第三条)
- (2) 研究公務員に職務専念義務の免除による学会出席の道を開く
こと。(第四条)
- (3) 共同の研究開発(共同研究、委託研究、受託研究)の促進の
ため、
 - ① 研究公務員を研究組合、民間企業等の研究に休職により從
事させる場合の退職手当上の不利益をなくすこと。(第五条)
 - ② 受託研究に係る特許権等研究成果の取扱いを改善すること。
(第六条)
- (4) 外国政府等と共同して行つた研究の成果から生まれた特許権
等について、相互に無償又は廉価による使用を認めることがで
きるようにすること。(第七条)
- (5) 外国政府等との共同研究の実施に伴い生ずる損害賠償請求権
を相互に放棄できるようすること。(第八条)
- (6) 研究交流の促進を図るために必要がある場合で、試験研究
機関等が行っている研究と密接な関連を有し、その推進が特に
有益であると認められる試験研究を行う者に対し、試験研究機
関等の施設を廉価で使用させることができるようにすること。
(第九条)
- (7) 国は、国の研究に関し国際的な交流を促進するに当たっては、
条約その他の国際的約束を誠実に履行すべき義務並びに国際的な
平和及び安全の維持について特別の配慮を払うものとすること。
(第十条)

(注) 定義(第二条)

- ① 試験研究機関等・科学技術(人文科学のみに係るもの)を除
く。)に関する試験研究を行う國の機関で政令で定めるもの
(いわゆる国立研究所等)
- ② 研究公務員・研究職(補助者を除く)並びに教育職(国立
大学の教員を除く)・医薬職又は官能官のうち研究を行う者
として政令で定める者

第一条 この法律において「試験研究機関等」とは、次に掲げる機 関のうち科学技術に関する試験研究(以下「研究」という) を行うもので政令で定めるものをいう。

一 國家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の二
の規定に基づき同法第三条の行政機関に置かれる試験研究所、研
究所その他これらに類する機関

二 國家行政組織法第八条の三の規定に基づき同法第三条の行政
機関に置かれる特別の機関又は当該機関に置かれる試験所、研
究所その他これらに類する機関

三 國家行政組織法第九条の規定に基づき同法第三条の行政機
関に置かれる地方支分部局に置かれる試験所、研究所その他これ
らに類する機関

2 この法律において「研究公務員」とは、試験研究機関等に勤務
する次に掲げる國家公務員をいう。

一 一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九
十五号)第六条第一項の規定に基づき、同法別表第七研究職俸
給表(次号において「別表第七」という。)の適用を受ける職
員(その属する職務の級が一級である者を除く。)並びに同法
別表第六教育職俸給表(次号において「別表第六」という。)
の適用を受ける職員(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第
一号)の規定の適用又は準用を受ける職員を除く。)及び一般
職の職員の給与等に関する法律別表第八医療職俸給表(次号
において「別表第八」という。)の適用を受ける職員のうち研
究を行う者として政令で定める者

二 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第四
条第二項の規定に基づき別表第七に定める額の俸給が支給され
る職員(その属する職務の級が一級である者を除く。)並びに
同項の規定に基づき別表第八に定める額の俸給が支給される職
員及び防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第五十
九条に規定する官能官のうち研究を行う者として政令で定める

者

(外国人の研究公務員への任用)

第三条 國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第五十五条
第一項の規定その他の法律の規定により任命権を有する者(同
じう。)は、外國人(日本の國籍を有しない者をいう。次
項において同じ。)を研究公務員(前条第二項第一号に規定
する者を除く。)に任用することができる。ただし、次に掲
げる職員については、この限りでない。

一 試験研究機関、二女である職員

二 試験研究機関等の長を助け、当該試験研究機関等の業務を監理する職の職員その他これに準ずる職員として政令で定めるもの

三 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

2 任命権者は、前項の規定により外国人を研究公務員に任用する場合において、当該外国人を任用するため特に必要であるときには、任期を定めることができる。

(研究集会への参加)

第四条 研究公務員が、科学技術に関する研究集会への参加を申し出たときは、任命権者は、その参加が、研究に関する国と國以外の者との間の交流の促進に特に資するものであり、かつ当該研究公務員の職務に密接な関連があると認められる場合には、当該研究公務員の所属する試験研究機関等の研究業務の運営に支障がない限り、その参加を承認することができる。

(研究公務員に関する国家公務員等退職手当法の特例)

第五条 研究公務員が、國以外の者が國と共同して行う研究又は國の委託を受けて行う研究（以下この項において「共同研究等」という。）に従事するため國家公務員法第七十九条又は自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）第四十三条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、当該休職に係る期間について

は、國家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）第七条第四項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、研究公務員が國以外の者から國家公務員等退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払いを受けた場合には、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の適用に際し必要な事項は、政令で定める。

(國の委託研究の成果に係る特許権等の譲与)

第六条 国は、國以外の者から委託を受けて行つた研究の成果に係る固有の特許権又は実用新案権の一部を、政令で定めるところにより、当該國以外の者に譲与することができる。

(国際共同研究に係る特許免許等の実施)

第七条 国は、外國若しくは外國の公共的團体又は国際機関と共同して行つた研究（基盤技術研究円滑化法（昭和六十一年法律第六十五条）第四条に規定する基盤技術に関する試験研究を除く。）の成果に係る固有の特許権及び実用新案権のうち政令で定めるものについて、これらの者その他の政令で定める者に対し通常実施権の許諾を行うときは、その許諾を無償とし、又はその許諾の対価を時価よりも低く定めることができる。

(国際共同研究に係る損害賠償の請求権の放棄)

第八条 国は、外國若しくは外國の公共的團体又は国際機関と共同して行つた研究のうち政令で定めるものについて、これらの者その他の政令で定める者（以下この条において「外國等」という。）に対し、次に掲げる國の損害賠償の請求権を放棄す

ることができる。

一 当該研究が行われる期間において当該研究の活動により生じた國有的施設、設備、機械器具及び資材の滅失又は損傷に関する外國等に対する國の損害賠償の請求権

二 当該研究が行われる期間において当該研究の活動により國家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）第一条第一項又は防衛厅職員給与法第一条に規定する職員につき生じた公務上の災害に關し、國が國家公務員災害補償法第十条、第十二条から第十三条まで、第十五条及び第十八条の規定（防衛厅職員給与法第二十七条规定第一項において準用する場合を含む。）に基づき補償を行つたことにより國家公務員災害補償法第六条第一項の規定（防衛厅職員給与法第二十七条规定第一項において準用する場合を含む。）に基づき取得した外國等に対する損害賠償の請求権

(国有施設の使用)

第九条 国は、國の研究に關し交流の促進を圖るため、政令で定めることにより、國有的試験研究施設を管理する機関が現に行つてゐる研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益である研究を行つた者に対し、その者が当該試験研究施設を使用して得た記録、資料その他の研究の結果を当該機関に政令で定める条件で提供することを約するときは、当該試験研究施設の使用の対価を時価よりも低く定めることができ。

(配慮事項)

第十条 国は、國の研究に關し國際的な交流を促進するに當たっては、条约その他の國際約束を誠実に履行すべき義務並びに國際的な平和及び安全の維持について特別の配慮を払うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

日本技術に關する國の試験研究について國と國以外の者との間の交流を促進するため必要な措置を講じ、我が國の科学技術に関する試験研究の効率的推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「コピー原稿が不鮮明のため、
大変読みづらくなりました。
おわびります。



III 関議決定「緊急対策一〇項目」

「関議決定緊急対策一〇項目」は、「改善計画」がうちだされた翌年の一九八二（昭和五七）年九月に閣議決定された。これは第二臨調答申の趣旨を実現するための地ならし、ともいいうべきものであつて、当面、緊急に講すべき対策として、つきの一〇項目をあげている。

1 職場規律の確立等

- (1) 職場におけるヤミ協定及び悪慣行については、総点検等によりその実態を把握し、直ちに是正措置を講ずる。
- (2) 現場協議制度については、業務の正常かつ円滑な運営に

支障が生じないよう改めるこ

とどし、所要の措置を講ずる。

(3) 職員の信賞必罰を確立し、人事管理の一層の強化を図る。

新規採用の原則停止等

職員の新規採用を原則停止する等の措置をとることによ

り極力要員数を縮減するとともに、民間における能率向上の手法も採り入れ、作業体制の見直し、配置転換の促進等により業務運営全般にわたる合理化施策を徹底させる。

設備投資の抑制

設備投資は、安全確保のための投資を除き原則として停止する。

なお、整備新幹線計画は、

当面見合わせる。

貨物営業の合理化

経費における収支の均衡を図るよう、拠点間直行輸送を中心とする輸送体制に再編成するとともに、業務の在り方を抜本的に再検討し、所要の措置を実施に移す。

地方交通線の整理の促進

日本国有鉄道経営再建促進特別措置法に従い、未開催の特定地方交通線対策協議会を早期に開催するよう全力を傾注するとともに、昭和六〇年度までの間にバス輸送等への

転換を行うこととされている対象路線で未選定のものについても早急に選定を行う。
また、上記以外の特定地方交通線を含む地方交通線についても、私鉄への譲渡、第三セクター化、民営化等を積極的に行う。

乗車証制度の見直し

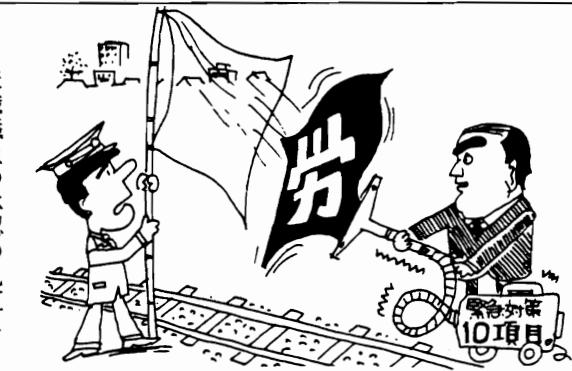
職員の乗車証は通勤用及び業務上必要な範囲に限定するとともに、他の鉄道乗車証制度についても原則として廃止する。

7 運賃の適正化等

運賃については、安易な改定は行わないこととするとともに、他の輸送機関との競合関係、線区別原価等に十分配慮しつつ定めるものとする。
運賃上の公共負担について度までの間にバス輸送等へのは、所要の措置を講ずる。

1 職場規律の確立等

- しを行う等積極的な增收策を講ずる。
- 10 自動車、工場及び病院については、徹底的な合理化を進めることとし、その分離等については、期末手当、業績手当等の抑制とともに引き続き検討を加えるものとする。
- なお運輸大臣は、上記緊急対策の進捗状況につき、適宜、閣議等に報告するものとする。



- 8 兼職議員の承認の見直し兼職議員については、当面認めないこととする。
- 9 資産処分の促進等による積極的増収
- 10 資産処分について一層の促進を図るとともに、関連事業についても営業料金等の見直

この「緊急対策一〇項目」の本當のねらいは、国鉄労働者がさしきあげた権利を一挙に剥奪して、たたかう労働組合の弾圧等によって、労働組合の産報化、民主主義否定を実現して、財界、自民党とその一味が思うがままの「国鉄処分」をしようとするところにある。以下、これら一〇項について、私たちの側から点検してみよう。

- (1) 現場協議協定失効の放置との専制支配化
- (2) 乗車証及び割引証の一方的改悪
- (3) 労組法第一五条にもとづいて一方的に労働協約の改悪及び破棄

この総点検のねらいは、いわゆる「職場の刷新」に攻撃の焦点をあて、国鉄労働者の慣行を含む労働条件、諸権利、職場での組合活動の根こそぎ的剥奪である。具体的には、(1) 現場協議協定失効の放置と

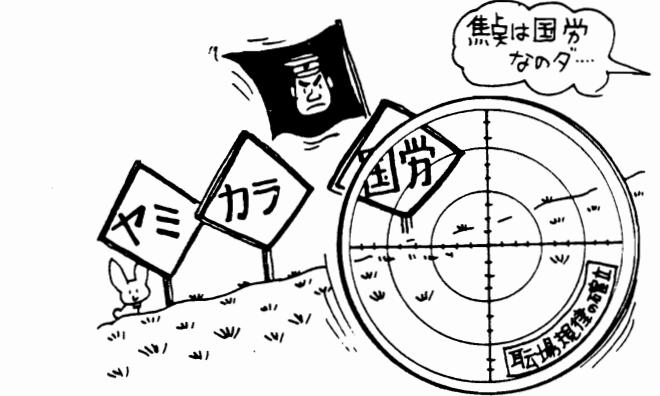
国鉄の職場規律の確立は昨年五月、それまでの「職場規律の確立」から「職場規律の刷新」と改め、職場の総点検を年2回（三月・九月）継続実施することを義務づけていた。

- (2) 事前協議の一方的活用による合理化の強行
- (3) 国労以外の他組合との先行妥結による団交の制約
- (4) 昇給協定の改悪による管理体制、査定の強化によるもの
- (5) ネームプレート等にみられる業務命令の乱発
- (6) いわぬ職場づくり
- (7) 洗身、リボン、ワッペン、

これらの職場における、諸権利の剥奪は、国鉄労働組合の組織基礎盤である職場の組合組織を骨抜化、無権利状態にすることによって労の弱体化を進めようとするものである。

この国労にかけられている攻撃は、独り国鉄労働者の問題だけではない。全日本の労働者、労働組合運動に対する攻撃であり、民主的諸権利の剥奪とみなればならない。従つて職場討議を基礎に地

11 賃金の抑制



域労働者、民主的諸団体との交流、話し合を強め幅広い抵抗組織をつらねばならない。

表10にみるように、期末手当、業績手当などの抑制は、限度を超えて、私たちを生活危機におとしいれている。すなわち――、
① 一九八一年度については、年度末手当の〇・一ヶ月の削減(〇・四ヶ月で決定)となつたため、カット額は二万三三三四円、全体の賃上げ分の一〇%程度となつた。
② 一九八二年度については別項のように、夏期・年末、年度末手当の旧ベース支払い、支払い月数もカットされたため、仲裁裁定による賃上げ効果は七〇%以上も失なわれることとなつた。
③ 一九八三年度については年度末手当が未確定のため、夏季・年末までの計算であるが、夏期・年末手当の削減すでに賃上げ分

の九〇%近くがカットされているため、年度末手当の削減の動向によつては、仲裁裁定による賃上げは全く失なわれ、逆にマイナスとなる危険性すらある。



表10 仲裁実施に伴う年間の賃金増額分と期末手当の削減による抑制

	1981年度	1982年度	1983年度
基 準 内 賃 金	193,005円	201,885円	209,153円
仲裁裁定(額・率)	10,233円(5.3%)	9,191円(4.55%)	3,796円(1.81%)
年 間 増 加 額 ①	172,937円	155,327円	64,152円
期 末 手 当 削 減 額 ②	20,324円	107,434円	56,442円
実 施 額 ①-②	152,613円	47,893円	7,710円
削 減 率 ②/①	12%	69%	88%

日本国有鉄道の再建について
昭和五四年一一四月十九日開議了解

II 行財政上の措置

2 公的助成等

(1) 国鉄の経営努力のむでの解決をめざす構造的問題等、次の事項を中心に行財政上の措置を講ずる。

(2) 年齢構成の歪みから生ずる国鉄の年金問題の重要性にかんがみ、関係省庁において抜本的な共済年金策について検討を進め、早急に結論を得ることとし、これに基づき所要の措置を講ずる。

(3) 一定の基準を超える過剰手当の抑制にかかる経費に係る補給金の制度を継続する。

(4) 国鉄地方交通線対策を推進すべしとし、その田舎な実態を考慮した、民間事業者等による鉄道事業の経営力の生ずる欠損及び国鉄の維持する地方交通線から生ずる欠損について、所要の公的助成を行ふ。また、国鉄地方交通線の転換が地元住民の生活に及ぼす影響を最小限にこしめるため、関係地方公共団体の協力を得られぬもの認めるとともに、国鉄地方交通運賃上の公共交通の軽減対策について、関係省庁において検討を進め、早急に結論を得ねどとし、これに基づき所要の措置を講ずる。

(5) 設備投資について、社会的要請に基づき企業核算を超えて実施しなければならない投資に重点をおいて、その負担軽減のための助成を行う。

「再編成計画」の本質は何か（総論）

「全医療政策。パンフ」より

一 国民の医療を根底から破壊するもの

一月九日、厚生省は国立療養所長寿園の廃止計画について、国立病院・療養所の全面的な「再編成計画」を公表しました。今後「十年を日途に、ハンセン病療養所を除く二三九施設のうち、「経営移譲」により三四施設、「統廃合」により四〇施設、計七四施設を切り捨てるとともに、残る一六五施設については、ナショナルセンター、基幹施設、高度総合診療施設、総合診療施設、専門医療施設の五つに

根底に「国立医療機関不要」論

第一は「国立医療機関不要」論が根底にあることです。

我が国の病院数が社会的要請によつて増加していく状況下の一方で、国立病院・療養所はすでに過去の経営移譲や統廃合などで絶対数が減少しており、全国の病院数のなかに占める割合は、一九五一年の七・三%から一九八四年にはわずか二・七%に減少しています。

病院、へき地・過疎地に所在する多くの施設が、「経営移譲」や「統廃合」の対象としてあげられているのです。

これらの施設は、いずれも所在する地域住民の日常生活に欠かすことのできない「生活と生命」のよりどころとなっています。にもかかわらず、「基本的・一般的医療」を「特殊・専門医療」とことさら対置させ、これらの施設は前者を中心として担つており、今後の国立病院・療養所の在りかたにふさわしくないでの、きびしい財政事情もこれあり切り捨てるという厚生省の論理は、医療の本質をふみにじる全く説得性をもたないものです。

「特殊・専門医療」に限定するもの

第三は、「基本的・一般的医療」は自治体や公的あるいは民間の施設に委ね、国立病院・療養所は今後「特殊・専門医療」を担う、ということです。

「保健衛生基礎調査における『医療に対する要望』によれば、『難い病気を安心してみてもらえる専門の病院を、』といふ要望が昭和四十八年度には一九・六%でしたが、昭和五十八年度には三一・四%と上昇しており、より質の高い医療を求める声が強くなつてきていたといえます」（前掲「国立病院・療養所の再編成について」）。厚生省はこのようなことを

類型化し、「機能強化」をはかるとしています。

この計画は、国民の日常生活に欠かすことのできない医療供給体制の整備・充実を指向するものではなく、逆に不安と混乱を招く危険をはらむものであり、即時全面撤回をもとめなければならないものです。

この計画はつぎのような重大な問題点をもつているからです。

また全国の病床数のなかに占める割合は同じく一九五一年の三〇・三%から一九八四年には六・二%に激減しています。

このような現状にもかかわらず、「計画」は、さらに国立病院・療養所の三分の一、七四施設を切り捨てる（国立療養所長寿園を含めれば七五施設）というものであり、国立病院・療養所の全病院数、全病床数のなかに占める割合を、全く微々たるものにしてしまおうとするものです。厚生省は、「国立病院・療養所の再編成・合理化の基本指針」（一九八五年三

月）、「国立病院・療養所の再編成について」（一九八五年十一月）で、「我が国の医療施設は量的にほぼ達成されつつある」、「全国の病院の中で占めている国立病院・療養所の割合を時系列的にみれば、他の公・私立の医療機関の整備・充実などにより、施設数、病床数とも減少しています」と述べており、国立病院・療養所の存立の意義と役割はすでに終息したといわんばかりの言い方をしています。「国立医療機関不要」論が、今回の「計画」の根底にあると言わざるをえません。

「地域医療は他に委ねる」とは

第一は、「基本的・一般的医療」すなはち「地域医療」は自治体や民間に委ねるということです。

このことが、何を意味しているのかは、切り捨てる対象にあげられた施設を分析すれば鮮明であります。離島に所在する佐渡療養所、明石病院岩屋分院（淡路島）、対馬病院、奄岐

を一〇〇万に削減しようとする臨調路線にもとづく医療費抑制、国庫負担削減の政策の重点項目の実行の突破口に位置づけられていることです。

昨年十一月、第一〇三臨時国会で医療法「改正案」が採択されました。この法「改正」は、地域医療計画の策定を都道府県に義務づけさせることによる名のもとに、医療圏の設定、施設数、病床数の制限などをはかり、我が国の病床数一七〇万を一〇〇万に削減するための法制上の整備をねらいとしているものです。今回の一〇〇万を一〇〇万に削減するための法の「計画」が、この法「改正」が行なわれて一ヵ月にも満たない時期に発表されたことは、まさに符合していると言わざるをえません。

医療の公共性を突き崩すもの

第五は、「計画」がそのまま実施されるなら、医療の公共性は突き崩されることは必至であるということです。

国立医療機関の縮小・再編は地方行政が強行されている状況下では自治体病院の縮小・再編に直ちに連動し、公的、民間を問わずすべての医療機関の大規模な再編への強力な一撃となることは必然的でありましょう。財政危機の今日、国の医療に対する支出は期待できない」「すべての医療機関は自力で生き残れ」という財界、中曾根内閣あげての医療費

七十万病床削減の突破口

第四は、「計画」は我が国の病床数一七〇万

抑制・国庫負担削減の政策が強行されている
今日の状況下で、この「計画」がそのまま実

施されるなら、医療の公益性は突き崩され、
すべての医療機関の「営利化」に拍車をかけ
るものになることは必至であるとおもいます。

したがって、この「計画」は、国立病院・
療養所を利用し頼りにしている住民、そこで
日夜働いている医療労働者のみにとどまるも
のではなく、すべての国民、すべての医療労
働者、医療関係者に否定的影響を及ぼすもの
になるでしょう。

憲法の精神をふみにじるもの

第六は、この「計画」はまさに憲法の精神
をふみにじるものであるということです。

憲法第二十五条规定、「すべて国民は、健康で
文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
國は、すべての生活部面について、社会福祉、
社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努め
なければならない」と述べ、国民の生存権の
保障、國の社会的使命を明文化しています。
また、厚生省設置法第四条は、「厚生省は、社
会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増
進をはかることを任務とする」と述べ、厚生
省の責務を明文化しています。

財政のきびしさを理由に、国民の生存権の
保障、國の責務を怠ることが許されていいの
でしょうか。国民の生存権の保障を最優先さ
せ、財政計画を立てていくのは國の責務であ
ります。



湯田温泉病院を守れのデモ(85.9.8)

せ、財政計画を立てていくのは國の責務であ
ります。

むすび

国立病院・療養所は、國が憲法の精神に立
脚してみずからが設置しているものです。そ
して、その整備と運営の基本は國民が等しく
医療をうける権利を保障することであり、わ
が國の医療の水準を國民の期待にそつて向上
させながら、國民の期待にそつて守る拠点と
しての役割を果たしていく条件を整えること
であるとおもいます。これが、国立病院・療
養所のわが國の医療供給体制のなかでの役割
であります。

そして国立病院・療養所の在りかたは、医
学・医術の進歩を受け入れそれを國民に等しく
普及させていく拠点として、また大学付属
病院をはじめすべての公的・民間の医療機関
を地域医療のネットワークに結びつける要(かな
め)としていくことなどの課題の追求であ
るともいいます。この方向での、医療労働者
と労働組合の取り組みが重要な運動課題とな
っているのです。

第3章

国立医療の役割・あり方

一 国民の生存権・財産の立場から

① 憲法第二十五条にもとづく國の國民に対する
責任・義務の果たし方には、直接的と間
接的があり、國立病院・療養所は直接的かつ
具体的に國が責任を負っている医療機関なのです。
國が自ら設置する医療機関の運営を通して
医療の「本来在るべき姿」「方向性」を示
さなければなりません。

全國の自治体のほぼ九割に達する「國立医
療を守る」決議や「國立だから安心」と言う世
論からしても、國民は國立病院・療養所が發
展することを期待しています。

② 國立医療機関(ハンセン病療養所を除く)
は戦後 陸海軍病院・傷痍軍人療養所・日本

の意見を頂き政策確立をはかつて行く所存で
あります。地域の医療政策確立のための資料
として活用することとします。

医療團を受け継ぎ平和憲法の理念に基づいて
発展させながら今日の姿を築きあげてきました。
敗戦前後の混乱期には年間十五万人に及
ぶ死者を出していた結核を中心にその役割を
果たし、今日では國民の疾病構造の変化に積
極的に対応しながら脳卒中リハビリテイショ
ン、難病、重心・筋ジストロフィー、精神・
神経疾患などの専門医療さらに地域住民の医
療要求に基づく一般医療を行い身近な医療機
関として存在しています。

「國立」から地域の基本的一般的医療を切り
捨てる再編・合理化攻撃と対決し、國民の命
と健康を守る「共有財産」である國立医療を
地域社会に密着した「國民的病院」として発
展・強化させなければなりません。

二 国立医療の具体的役割

① 國民は國立病院・療養所に対して、地域
に密着した総合医療を期待しています。
従つて國立医療は総合的医療機能を持つた
地域の一般医療の規範的施設として発展さ
せる必要があります。高度・専門医療につ
ける必要があります。高度・専門医療につ
ける必要があります。

いても、その地域に密着した総合的医療機能
のうえに付加されなくてはなりません。
勿論、この総合性と高度・専門性を結合す
るには「相当」の財政基盤が必要となります。
しかし、本来、医療は総合性を持ったもので

あり、国の運営する医療機関が医療の在るべき姿を示す必要があります。

(2) 低医療費政策のなかで医療機関の営利化がすすみ、医療の荒廃に拍車をかけています。

国立医療は国民の生命と健康を守る拠点として當利性を排除し、適正な医療を保障する医療機関として発展させなければなりません。そこにこそ、国民の共有財産としての国立医療機関の規範的役割があるのです。

(3) 政府・厚生省は「財政の効率化」を理由にして地域医療から撤退することを前提に、国立医療機関を限りなく切り捨てようとしています。効率性とは医療を受ける国民にとって、どうなのが基準となるべきものです。政府・厚生省の効率性とは軍拵・臨調路線によって現在の不充分な国の責任すら放棄をし、国民の負担を拡大し国民が等しく医療を受けられる権利を奪うことになります。

国立医療は社会保険の診療報酬点数のみで差別・差額医療をやらず、脳卒中・各種難病をはじめ採算ベースに乗らない医療を引き続き遂行します。また、その地域で欠けているものを積極的にやる必要があります。こうした役割を果たすことが真に国民の立場にたつた効率性の追求なのです。

(4) 入院患者の平均年令が七十八歳を越え、年間約一億円の「一般会計からの繰入」(総収入約一億円、総支出約四億円)によって運営

されている国立療養所長寿園では老人世帯の

その比重を低下させていた現状をあらため、医療の「規範性」を示す役割を担う国立医療の施設数、病床数を拡大すべきです。

憲法二十五条、僻地・離島振興法、さらに政府に医療機関の整備を義務づけた「医療法」は存在しております。国民の健康権を等しく確保するために国の責任においてとくに医療に恵まれない地方や人口急増地帯などに国立医療機関の増設をすべきであります。

(5) 国立医療を真に国民の医療要求に応えら

多い典型的な山間・僻地（群馬・吾妻地方）の医療を確保しています。

「長寿園」の存続運動は医療に恵まれない過疎地の住民の生命・健康にかかる問題であり、人間の尊厳を守るたかいのです。同時に、この存続運動を通じて「長寿園」の果たしている地域医療が国立医療の重要な役割であり、その地域社会にとつてなくてはならない存在になっています。「国立」は山間、辺地、離島医療、救急医療を含む「基本的・一般的医療」の充実を土台として、その地域住民の身近かな医療機関として発展すべきです。そこにはこそ医療の在り方をしめす国立医療の規範性があります。

(5) 全国三百四十カ所の国立病院・療養所（ハンセン病療養所を除く）の運営費の一般会計からの繰入額は一千二百二十一億円（六十年度予算）、一カ所当たり約五億円となっています。こうした一般会計からの繰入があるからこそ「不採算医療」が遂行出来るわけです。

當利性と過剰診療を追求しない医療が、こゝにあるべきだという姿を国立医療の運営を通して示す必要があります。

また高齢化社会を迎えると老後生活にかかる政策の充実は極めて重要になってきており、この分野における国立医療の役割も強化しなければなりません。

(6) 他の公的病院の三分の一という少ない人

的配置になつていてる国立医療の現状を早期に

改善すべきです。とくに外来体制とその機能を強化し往診や訪問看護などの保健活動を積極的に行ない地域住民に利用されやすい医療機関として発展させるべきです。

また、国立療養所についても専門医療機能を強化させるとともに、国立病院と同水準の医療が行なえるように一般医療の機能を強化するようにします。

(7) 全国三百五十三カ所の国立医療機関はそれぞれ固有の歴史・役割を持ち発展してきましたが、さらに地域の医療要求と国民の需要に積極的に応えて行くためには現有の機能をフルに活用できるようにし、大施設から小施設まで総合的集団的機能を有機的に発揮できるようにします。

他の公的医療機関では果たせない全国性や国営としての財政基盤からしても普遍性（何時でも・何處でも・誰にでも）と均一性に富んだ医療を国民に提供できる役割を持つべきです。

(8) 今日までの「直営原則」を貫き、患者本位の総合的医療・福祉サービスを提供します。医療の當利化は国際的経験からしても必ず現場業務の下請けから始まっています。當利の追求では、まともな医療が出来ないことは明らかであり、医療の「在り方」を方向付ける「国立」の役割からしても全ての業務が直営で行われなければなりません。

(9) 国立医療が日本の医療機関の中で、益々

確立が必要になつています。

(10) その地域の大手病院との連携を強め、すべての公的・私的医療機関を結ぶ地域医療のネットワーク形成の「軸」になるようになります。開業医や民間医療機関との共存・共栄を原則に国立医療機関を地域医療の発展のために臨床研究や共同利用さらに病院開放など「国立」を地域社会の共有財産として民主的に活用出来るようにします。

また、全国ネットワークで運営出来る国立

病院・療養所の機能を強化するため、病院間

で協議・連携しあえる全国的・全県的な体制



厚生省の「全体計画」

昭和61年1月9日 発表

二、現状と問題点

(1) 医療スタッフ等の不足

国立病院・療養所の再編成について

(1) 我が国の医療施設は、公立・私立の医療機関が急速に整備充実された結果、マクロ的には量的確保はほぼ達成されつつある。

しかし、一方で、成人病の急増、諸科学の急速な進歩を背景とする医療内容の高度化、健康に対する国民意識の高まりなど医療環境が大きく変化していることに伴い、これに対応できる適切かつ効率的な医療供給体制の整備が急務となっている。

このような状況の中で、国立病院・療養所は、他の医療機関が担うことが困難な高度先駆的医療など国の医療政策上特に推進すべき医療の面で、機能の充実強化を行うことが強く求められている。

(2) 国立病院・療養所を現在数のままにしておいて、国民から期待されている国立医療機関にふさわしい機能を発揮するには、医療スタッフの増強と施設設備の充実を図る必要があり、そのためには多額の国費と要員を投入しなければならない。しかし、国の財政状況は長期にわたる厳しい状態にあり、財源を国庫に求めるには限度がある。また、要員の大幅な増加は、行政組織の簡素化・効率化という我が国の基本的な方針の下では極めて困難である。このため、今後の投入すべき資金や要員をまずその内部から生み出す自助努力が求められている。

そのためには、他の経営主体に経営移譲することが適当なものは経営移譲を行うというものである。

(3) 統廃合、経営移譲により生み出された要員等については、必要に応じ医療スタッフを中心に再配置するなど存続する施設の機能を充実強化するためには、その時代において國の医療政策としてとくに推進すべき医療をいう。

- (2) 公共性と効率性の両立
- (1) 適切かつ効率的な医療供給体制の確立
 - 床未満の小規模施設は統合して規模を拡大する。
 - ③ 全国的な視野からみた公平、適正な施設の配置

(2) 再編成後の国立病院・療養所の機能及び配置の原則

専門医療施設	高度総合診療施設	基幹施設	セントラルセンター	高度先駆的医療の実施、臨床研究、教育修習等における全国的配慮
高度先駆的医療の実施、臨床研究、教育修習等における全国的配慮	高度先駆的医療の実施、臨床研究、教育修習等における全国的配慮	高度先駆的医療の実施、臨床研究、教育修習等における全国的配慮	高度先駆的医療の実施、臨床研究、教育修習等における全国的配慮	高度先駆的医療の実施、臨床研究、教育修習等における全国的配慮
高度先駆的医療の実施、臨床研究、教育修習等における全国的配慮	高度先駆的医療の実施、臨床研究、教育修習等における全国的配慮	高度先駆的医療の実施、臨床研究、教育修習等における全国的配慮	高度先駆的医療の実施、臨床研究、教育修習等における全国的配慮	高度先駆的医療の実施、臨床研究、教育修習等における全国的配慮
高度先駆的医療の実施、臨床研究、教育修習等における全国的配慮	高度先駆的医療の実施、臨床研究、教育修習等における全国的配慮	高度先駆的医療の実施、臨床研究、教育修習等における全国的配慮	高度先駆的医療の実施、臨床研究、教育修習等における全国的配慮	高度先駆的医療の実施、臨床研究、教育修習等における全国的配慮
高度先駆的医療の実施、臨床研究、教育修習等における全国的配慮	高度先駆的医療の実施、臨床研究、教育修習等における全国的配慮	高度先駆的医療の実施、臨床研究、教育修習等における全国的配慮	高度先駆的医療の実施、臨床研究、教育修習等における全国的配慮	高度先駆的医療の実施、臨床研究、教育修習等における全国的配慮

三、再編成計画

(1) 再編成計画の基本的考え方

- (1) 適切かつ効率的な医療供給体制の確立
 - 床未満の小規模施設は統合して規模を拡大する。
 - ③ 全国的な視野からみた公平、適正な施設の配置
- (2) 機能、経営効率、立地条件等を勘案して再編成対象施設を選定する。

(3) 統廃合及び経営移譲を行う施設の選定基準

ア 統廃合を行う施設の選定基準

近隣に同種の機能を持つ相当規模の病院がある場合で、病床数などからみても国立病院・療養所としての機能を果たすことが難しい施設や、近隣して国立病院・療養所があり、統合したほうがより機能の強化が図れる施設を対象として統合を行う。

イ 経営移譲を行う施設の選定基準

次の諸要素を総合的に勘案して選定。

- (ア) 立地条件
 - ① 近隣の類似医療機関の状況
 - ② 近接の国立病院・療養所の有無
 - ③ 交通事情
- (イ) 診療機能（現状及び将来の見通し）
 - (ア) 機能・経営効率（病床数が300床未満は原則検討対象）
 - (ウ) その他各施設との特殊事情

地域の一般的医療を確保するためには不可欠だが、病床数、診療機能、診療圏などを総合的にみて、国が直営するよりも地域と関係の深い地方自治体など他の経営主体が経営することが適当と考えられる施設については経営移譲を行う。

次に諸要素を総合的に勘案して選定。

(ア) 近隣の医療機関の状況

- (イ) 診療機能（病床数、一般的医療の占める比率、地元入院患者の占める比率）
- (ウ) その他各施設との特殊事情

(ア) 「協力病院」の設定

- (イ) 「協力病院」を定め、支援するものとする。

(注) 「協力病院」を定め、支援するものとする。

(注) 「協力病院」を定め、支援するものとする。

〈公的病院の入院患者100人当たりの職員数（昭和59年）〉

	医師	看護婦	医療技術者	その他の職員	計
国(大学病院等)	33.3	62.4	18.8	36.7	151.1
自治体	10.9	60.0	15.5	27.8	114.1
赤、済生会、北社協及び厚生連	9.7	54.2	15.2	31.6	110.6
国立病院	9.7	42.9	8.8	16.2	77.6
国立療養所	4.2	40.1	4.8	22.3	71.4

統合・移譲対象施設

区分	現在の施設数	統合による減	移譲による減	計	統合・移譲後の施設数
国立病院	100	△14	△20	△34	69
国立療養所	139	△26	△14	△40	96
計	239	△40	△34	△74	165

(注)1. 施設数には、らい療養所(13か所)は含まれていない。また、長寿園についても、60年度に統合することとなっているため算入していない。

2. 「統合・移譲後の施設数」欄の国立病院・療養所の数は、病院転換又は療養所転換する施設があるため「現在の施設数」欄から「計」欄を差し引いた数と一致しない。

都道府県	区分	対象施設の名称	病床数		
北海道	統合(2か所に)	国立療養所札幌南病院	3 8 0		
		国立療養所西札幌病院	3 5 0		
		国立療養所小樽病院	2 9 0		
	兼統合	国立療養所帯広病院	2 8 0		
		国立十勝療養所	1 8 5		
	移譲	国立登別病院	2 1 4		
		国立弟子屈病院	1 2 5		
		国立療養所稚内病院	9 0		
		青森県	統合	国立療養所青森病院	2 5 5
			移譲	国立療養所岩木病院	2 6 5
岩手県	兼統合(2か所に)	国立花巻温泉病院	1 5 0		
		国立療養所盛岡病院	1 6 5		
		国立療養所南花巻病院	2 8 5		
	宮城県	移譲	国立鳴子病院	2 1 0	
		移譲	国立療養所秋田病院	3 3 0	
		山形県	移譲	国立療養所湯田川病院	1 2 0
福島県	統合	国立郡山病院	1 8 0		
		国立療養所福島病院	3 3 5		
	兼統合	国立柏病院	2 0 0		
		国立療養所松戸病院	4 0 0		
		移譲	国立習志野病院	3 6 1	
	東京都	(センター化)	国立国府台病院	7 1 9	
			国立武藏療養所	8 6 0	
		統合	国立王子病院	2 6 1	
	神奈川県	統合	国立立川病院	2 9 1	
		(センター化)	国立病院医療センター	9 1 2	
		国立療養所中野病院	5 7 0		
(センター化)		国立大蔵病院	4 0 5		
千葉県	(センター化)	国立小児病院	3 3 5		
	統合	国立小児病院二宮分院	6 0		
			国立療養所神奈川病院	4 3 5	
		移譲	国立横浜病院	4 3 5	
	山梨県	統合	国立横浜東病院	3 2 0	
		移譲	国立横須賀病院	2 8 1	
		統合	国立甲府病院	2 0 0	
		国立療養所西甲府病院	1 7 0		
栃木県	統合	国立療養所宇都宮病院	2 0 0		
	移譲	国立療養所東栃木病院	3 8 5		
	移譲	国立塩原温泉病院	1 7 0		
	群馬県	移譲	国立渋川病院	1 2 1	
	長野県	統合	国立長野病院	2 4 6	
		国立東信病院	3 0 0		
新潟県	統合	国立療養所松本城山病院	1 3 0		
		国立療養所東松本病院	1 7 0		
	統合	国立高田病院	1 2 5		
		国立療養所新潟病院	4 1 0		
	統合(1か所に)	国立療養所西新潟病院	3 6 0		
		国立療養所寺泊病院	1 0 0		
	移譲	国立療養所西小千谷病院	1 2 0		
	国立佐渡療養所	1 2 0			
石川県	統合	国立山中病院	2 4 0		
		国立療養所石川病院	2 3 5		

都道府県	区分	対象施設の名称	病床数
石川県	統合	国立療養所金沢若松病院	1 3 0
		国立療養所医王病院	2 4 0
岐阜県	統合	国立療養所岐阜病院	2 4 0
	移譲	国立療養所高山病院	1 4 0
愛知県	統合	国立豊橋病院	3 0 5
		国立療養所豊橋東病院	1 8 0
静岡県	統合	国立伊東温泉病院	2 2 0
		国立熱海病院	2 0 5
	統合	国立静岡病院	2 3 0
		国立療養所静岡東病院	3 5 0
	移譲	国立浜松病院	1 7 1
		国立浜病院	1 8 5
三重県	兼統合(2か所に)	国立津病院	3 0 0
		国立療養所三重病院	3 6 0
		国立療養所静浪病院	2 9 0
福井県	移譲	国立療養所明星病院	1 8 0
滋賀県	統合	国立療養所福井病院	2 2 0
		国立療養所敦賀病院	2 0 0
	統合	国立八日市病院	2 0 0
京都府	統合	国立療養所紫香楽病院	2 2 0
		国立療養所比良病院	1 7 0
	移譲	国立福知山病院	2 8 0
大阪府	移譲	国立泉北病院	3 6 5
		国立療養所千石荘病院	5 0 0
	統合	国立明石病院	2 1 0
兵庫県	統合	國立神戸病院	3 5 0
		國立福山病院	1 7 0
	移譲	國立明石病院岩屋分院	9 0
和歌山県	兼統合	國立加古川病院	3 0 0
		國立田辺病院	1 9 3
		國立白浜温泉病院	1 3 5
鳥取県	統合	國立療養所西鳥取病院	2 9 0
		國立療養所鳥取病院	2 6 0
	移譲	國立三朝温泉病院	2 5 0
島根県	移譲	國立大田病院	2 7 5
		國立療養所津山病院	2 4 5
	統合	國立大竹病院	2 0 0
広島県	統合	國立療養所原島病院	5 6 0
		國立療養所畠賀病院	1 7 5
	統合	國立下関病院	3 6 3
山口県	統合	國立山口病院	3 3 0
		國立湯田温泉病院	1 3 0
	兼統合	國立療養所山陽病院	4 2 5
香川県	移譲	國立療養所西香川病院	2 0 0
		國立高知病院	2 1 0
		國立療養所東高知病院	2 3 0
高知県	兼統合	國立福岡中央病院	5 4 0
		國立久留米病院(1)	2 8 0
	統合	國立療養所大牟田病院	3 8 5
福岡県	統合(1か所に)	國立療養所筑後病院	2 4 5
		國立久留米病院(2)	2 8 0
	移譲	國立療養所田川新生病院	1 2 0
佐賀県	統合	國立嬉野病院	4 6 5
		國立療養所武雄病院	1 5 0
	移譲	國立対馬病院	1 5 0
長崎県	移譲	國立小浜病院	2 0 0
		國立療養所邑岐病院	1 0 0
	統合	國立療養所熊本南病院	2 2 0
熊本県	統合	國立療養所三角病院	2 0 0
		國立中津病院	2 2 5
	移譲	國立療養所日南病院	1 8 0
大分県	統合	國立療養所宿崎東病院	3 0 0
		國立南九州中央病院	3 0 0
		國立療養所霧島病院	2 4 5
宮崎県	統合	國立療養所阿久根病院	4 5 5
		國立療養所志布志病院	1 6 0
	統合(2か所に)	國立療養所志布志病院	1 9 5
鹿児島県	移譲	國立療養所志布志病院	1 9 5

- ウ 再編成計画の実施期間及び見直し
- ア、実施に当たっては、統廃合後の地域医療の確保を中心として地域の医療にできる限り支障を来さないよう都道府県など地元の関係者と十分協議を行う。
- イ、地域の実情により、統合により使用されなくなる施設を医療施設などとして地元が活用できるよう配慮する。
- ウ、経営移譲を行う施設については、移譲後の経営が成り立つよう配慮する。
- 例えは、土地や建物・設備の割り譲渡、移譲後の施設の運営に関する助成などの配慮をするほか、へき地の施設を移譲する場合には、必要に応じ医療スタッフを国立病院・療養所から応援させるなども配慮する。
- エ、入院患者については、統廃合後の入院先の確保等について十分配慮する。
- オ、現在働いている職員の身分、勤務条件、給与待遇などについて十分配慮する。

⑥ 上記イ及びウについては所要の立法措置を講ずる。



の結論は、両国政府の立法、予算ないし行政上の措置を義務づけるものではない。

員会の結果である。

日米防衛協力のための指針

七八年一一月

日本安全保障協議委員会が了承した防衛協力小委員会の報告

昭和五一年七月八日に開催された日米安全保障協議委員会で設置された防衛協力小委員会は、今日まで八回の会合を行つた。防衛協力小委員会は、日米安全保障協議委員会によつて付託された任務を遂行するに当たり、次の前提条件及び研究・協議事項に合意した。

1 前提条件

(1) 事前協議に関する諸問題、日本の憲法上の制約に関する諸問題及び非核三原則は、研究・協議の対象としない。

(2) 研究・協議の結論は、日米安全保障協議委員会に報告し、その取扱いは、日米両国政府のそれぞれの判断に委ねられるものとする。このため、(1)自衛隊及び米軍は、日本防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に共同して実施するため、共同作戦計画についての研究を行う。また、必要な共同演習及び共同訓練を適時実施する。

更に、自衛隊及び米軍は、作戦を円滑に共同して実施するため作戦上必要と認める共通の実施要領をあらかじめ研究し、準備しておく。この実施要領には、作戦、情報及び後方支援に関する事項が含まれる。また通信電子活動は指揮及び連絡の実施に不可欠であるので、自衛隊及び米軍は、通信電子活動に関する事項をあらかじめ定めておく。

(2) 自衛隊及び米軍は、日本防衛に必要な情報を作成し、交換する。自衛隊及び米軍は、情報の交換を円滑に実施するため、交換する情報の種類並びに交換の任務に当たる自衛隊及び米軍の部隊を調整して定めておく。また、自衛隊及び米軍は、相互間の通信連絡体系の整備等所要の措置を講ずることにより緊密な情報協力態勢の充実を図る。

(3) 自衛隊及び米軍は、日米両国がそれぞれ自国の自衛隊又は軍の後方支援について責任を有するとの基本原則を踏まえつつ、適時、適切に相互支援を実施し得るよう、補給、輸送、整備の充実を図る。

日米防衛協力のための指針

おそれのある場合の諸問題

(1) 以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の諸問題

(3) その他(共同演習・訓練等)

防衛協力小委員会は、研究・協議を進めるに当たり、日本に対する武力攻撃に際しての日米安保条約に基づく日米間の防衛協力のあり方にについての日本政府の基本的な構想を聴取し、これを研究・協議の基礎として作業を進めるとした。防衛協力小委員会は、小委員会における研究・協議の進捗を図るため、下部機構として、作戦、情報及び後方支援の三部会を設置した。これらの部会は、専門的な立場から研究・協議を行つた。更に、防衛協力小委員会は、その任務内にあるその他の日米間の協力に関する諸問題についても研究・協議を行つた。

防衛協力小委員会がここに日米安全保障協議委員会の了承を得るため報告する「日米防衛協力のための指針」は、以上のような防衛協力小委

備、施設等の各機能について、あらかじめ緊密に相互に調整し又は研究を行う。この相互支援に必要な細目は、共同の研究及び計画作業を通じて明らかにされる。特に、自衛隊及び米軍は、予想される不足補給品目、数量、補完の優先順位、緊急取得要領等についてあらかじめ調整していくとともに、自衛隊の基地及び米軍の施設・区域の経済的かつ効率的な利用のあり方にについて研究する。

1 日本は、その防衛政策として自衛のため必要な範囲内において適切な規模の防衛力を保有するとともに、その最も効率的な運用を確保するための態勢を整備・維持し、また、地位協定に従い、米軍による在日施設・区域の安定的かつ効率的な使用を確保する。また、米国は、核抑止力を保持するとともに、即応部隊を前方展開し、及び来援し得るその他の兵力を保持する。

たるまでの準備段階を区分して示す。

自衛隊及び米軍は、それぞれ、日米両国政府の合意によって選択された準備段階に従い必要な作戦準備を実施する。

2 日本に対する武力攻撃がなされた場合の(1) 日本は、原則として、限定的かつ小規模な侵略を独力で排除する。侵略の規模、態様等により独力で排除することが困難な場合には、米国の協力をまつて、これを排除する。

(2) 自衛隊及び米軍が日本防衛のための作戦を共同して実施する場合には、双方は、相互に緊密な調整を図り、それぞれの防衛力を適時かつ効果的に運用する。

イ 作戦構想

自衛隊は主として日本の領域及びその周辺海域において防衛作戦を行い、米軍は自衛隊の行動を確保するために必要な準備を行う。

自衛隊及び米軍は、それぞれが実施する作戦準備に関し、日米両国が整合のとれた共通の準備段階を選択し自衛隊及び米軍がそれぞれ効果的な作戦準備を協力して行うことを確保することができるよう、共通の基準をあらかじめ定めておく。

この共通の基準は、情報活動、部隊の行動準備、移動、後方支援その他の作戦準備に係る事項に關し、部隊の警戒監視のための態勢の強化から部隊の戦闘準備の態勢の最大限の強化にい

陸上自衛隊及び米陸上部隊は、陸上作戦、海上作戦及び航空作戦を次のとおり共同して実施する。

(a) 陸上作戦

自衛隊及び米軍は、陸上作戦、海上作戦及び航空作戦を共同して実施する。

陸上自衛隊は、阻止、持久及び反撃のための作戦を中心にして陸上自衛隊と共同して作戦を実

施する。

(b) 海上作戦

海上自衛隊及び米海軍は、周辺海域の防衛のための海上作戦及び海上交通の保護のための海上作戦を共同して実施する。

米海軍部隊は、海上自衛隊の行う作戦を支援し、及び機動打撃力を有する任務部隊の使用を伴うような作戦を含め、侵攻兵力を撃退するための作戦を実施する。

(c) 航空作戦

航空自衛隊及び米空軍は、日本防衛のための航空作戦を共同して実施する。

航空自衛隊は、防空、着上陸侵攻阻止、対地支援、航空偵察、航空輸送等の航空作戦を実施する。

(d) 航空部隊

航空部隊は、航空自衛隊の行う作戦を支援し、及び航空打撃力を有する航空部隊の使用を伴うような作戦を含め、侵攻兵力を撃退するための作戦を実施する。

(e) 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下に、それ

日本が上記の法的枠組みの範囲内において米軍に対し行う便宜供与のあり方について、あらかじめ相互に研究を行う。このような研究には、米軍による自衛隊の基地の共同使用その他の便宜供与のあり方に関する研究が含まれる。

「指針」第一項及び第二項に基づく研究の進捗状況

「指針」に基づき、自衛隊が米軍との間で実施することが予定されている共同作戦計画の研究、その他の研究作業については、「指針」の報告・了承が行われた閣議において、防衛庁長官が責任をもって推進することが了承され、防衛庁と米軍の間で、これまで統幕事務局と在日米軍司令部が中心となって実施してきた。

これまでの研究作業においては、共同作戦計画の研究を優先して進め、わが国に対する侵略の一つの態様を設想の上研究を行い、五六年夏に一応の概成をみた。その他の日米調整機関、情報交換に関する事項、共通の作戦準備等の研究作業については、現在、基礎的な研究を実施しているところである。

なお、共同作戦計画の研究については、現在も情勢の変化に応じて見直しや補備のための研究作業を進めているところであり、いわばエンデレスに続けられるべき性格のものとして、今後とも、引き続きその研究を行っていくほか、その他の事項についても、鋭意研究作業を推進

ぞれの指揮系統に従つて行動する。自衛隊及び米軍は、整合のとれた作戦を共同して効果的に実施することができるよう、あらかじめ調整された作戦運用上の手続に従つて行動する。

ハ 調整機関

自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、調整機関を通じ、作戦、情報及び後方支援について相互に緊密な調整を図る。

二 情報活動

自衛隊及び米軍は、それぞれの情報組織を運営しつつ、効果的な作戦を共同して遂行することに資するため緊密に協力して情報活動を実施する。このため、自衛隊及び米軍は、情報の要求、収集、処理及び配布の各段階につき情報活動を緊密に調整する。自衛隊及び米軍は、保全に関しそれぞれ責任を負う。

ホ 後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米両国間の関係取極に従い、効率的かつ適切な後方支援活動を緊密に協力して実施する。

このため、日本及び米国は、後方支援の各機能の効率性を向上し及びそれぞれの能力不足を軽減するよう、相互支援活動を次のとおり実施する。

(a) 補給

米国は、米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、日本は、日本国内における補給品の取得を支援する。

(b) 輸送

日本以外の極東における事態で日本の安

全に重要な影響を与える場合の日米間の協力

日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合に日本が米軍に対して行う便宜供与のあり方は、日米安保条約、その関連取極、その他の日米間の関係取極及び日本の関係法令によつて規律される。日米両政府は、

日本及び米国は、米国から日本への補給品の整備能力が及ばないものを支援し、日本は、日本において米軍の装備品の整備を支援する。整備支援には、必要な整備要員の技術指導を含める。関連活動として、日本は、日本国内におけるサルベージ及び回収に関する米軍の需要についても支援を与える。

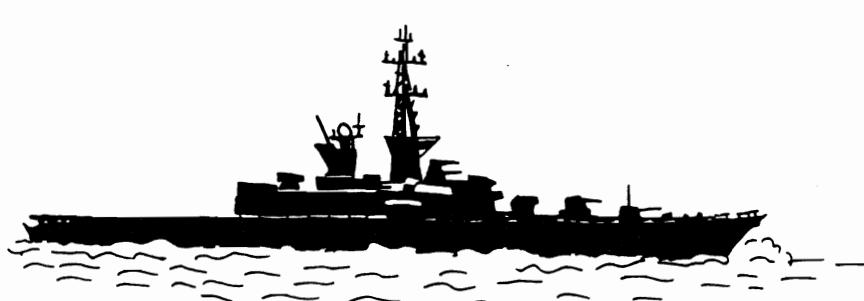
(c) 整備

米国は、米国製の品目の整備であつて日本の整備能力が及ばないものを支援し、日本は、日本において米軍の装備品の整備を支援する。本国内において米軍の装備品の整備を支援するため自衛隊の基地及び米軍の施設・区域の共同使用を考慮する場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及び取極に従つて、共同使用を実施する。

(d) 施設

米軍は、必要なときは、日米安保条約及びその関連取極に従つて新たな施設・区域を提供される。また、効率的かつ経済的な使用を向上するため自衛隊の基地及び米軍の施設・区域の共同使用を考慮する場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及び取極に従つて、共同使用を実施する。

日本及び米国は、米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸送を含む輸送活動を緊密に協力して実施する。



憲法記念日 平和を考える

具島、成見氏らが講演

憲法記念日

毎日新聞 1986年05月04日

「憲法記念日」の三日、宮崎市中央公民館で、憲法を守り、平和を訴える1つの集会

平民連合（平和と民主主義）

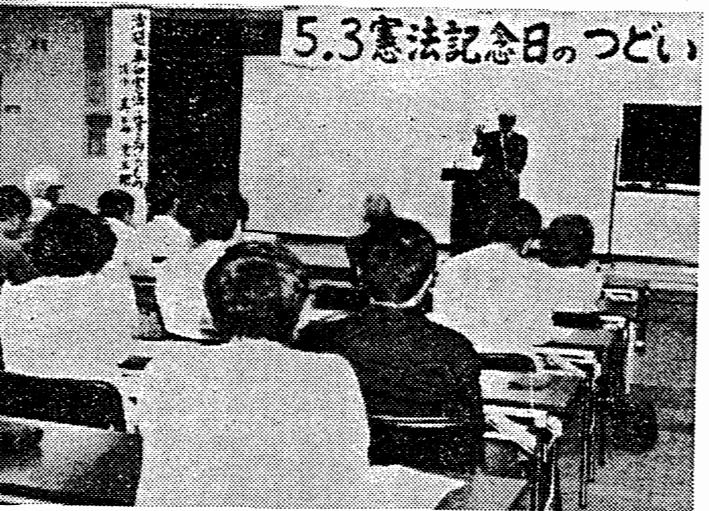
が開かれ、それぞれ約百人が参加した。

小沼新事務局長（宮崎大助教授）が「国政選挙が近づいているが、平和を念頭に入れて投票してほしい」と呼びかけ、続いて、多数の住民が死した太平洋戦争の沖縄戦の悲惨さと沖縄の米軍基地を描いた映画「戦場の童」を上映した。このあと、具島兼三郎・九大名譽教授が講演、四

月二十九日の天皇陛下在位六十周年記念式について「天皇の最初の二十年は神様ではない」と批判した。最後に「私たちの愛すべき郷土に新田原基地など核攻撃の標的がどうして国によって置かれる

のか。平和選択の機会を逃せば、暗いは半永久的に続く」とのアピールを採択した。

一方、宮崎民主法律家協会の成見正毅弁護士が講演、えびの市が最有力建設候補地になっている防衛庁の対潜水艦用超長波送信所について「核攻撃の標的になり、周辺に多大な被害をもたらす」と警告した。また、厚生省が計画している国立療養所日南病院と



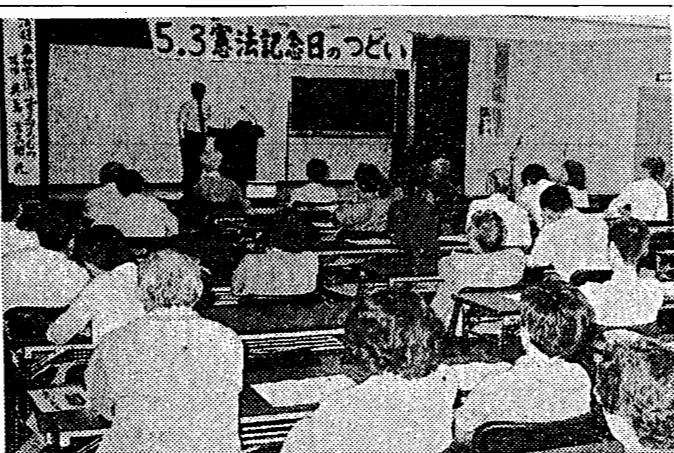
平民連合集会で、具島兼三郎氏が戦争の危険性を指摘

平和憲法を守りやう

宮崎で市民団体が集会

朝日新聞 1986年05月04日

憲法記念日の三日、宮崎市でも護憲派による二つの集会が開かれた。いずれも市民団体によるもので政党色はなく、施行されてから三十九年が過ぎた現行憲法の最近の状況を主題とした講演会が中心。自民党などの改憲の動きや平和憲法の「空洞化」が訴えられ、参加者は憲法を身近なものとして生活に根付かせることが必要だ、と話しあつていた。



平和憲法の擁護を訴えた「5・3憲法記念日の集い」
—宮崎市中央公民館で

憲法記念日の三日、民主団体による「憲法と平和を考える集い」「憲法記念日の集い」が宮崎市净江町の市中央公民館でそれを開かれた。合わせて二百人が出席し、映画、記念講演を通して現憲法を守ることの重要性と平和問題を学んだ。

午前中は、宮崎民主法律家協会、日本科学会議宮崎支部主催の「第十五回憲法と平和を考える集い」。同市の成見正毅弁護士が「私たちの権利と最近の憲法状況」と題して講演。弁護士は憲法理念に対する攻撃と侵害の現状で、その市の「F」問題に觸れ、「マレードは日米共同の核戦争司令官を置くに転用。有事」は最初に狙われ、市民に重大危険をもたらす」と、建設反対を呼びかけた続いて、国鉄問題、国立病院の統廃合問題に関する現場からの報告もある。

憲法記念日の三日、宮崎市による「憲法と平和を考える集い」「憲法記念日の集い」が宮崎市净江町の市中央公民館でそれを開かれた。合わせて二百人が出席し、映画、記念講演を通して現憲法を守ることの重要性と平和問題を学んだ。

現憲法を守る重要な性質を改めて学んだ憲法記念日の集会

宮崎日日新聞 1986年05月04日

総合科学大学平和文化研究所長の具島兼三郎氏が「平和憲法を利用、教育臨調などを通じて、平和を創造する力とはならない。そのひどい平和の危機を感じ、本当に平和を求めていく」というアピールを全会一致で決めた。

この後、第一回天皇の政治利用、教育臨調などを通じて、平和を創造する力とはならない。そのひどい平和の危機を感じ、本当に平和を求めていく」というアピールを全会一致で決めた。

江町の中央公民館であった。午前中は宮崎民主法律家協会と日本科学会議宮崎支部の主催で「第十五回憲法と平和を考える集い」が開かれた。約八十人が参加、宮崎民主法律家協会の成見正毅弁護士が「私たちの権利と最近の憲法状況」をテーマに講演。「現憲法は戦争の導きとなり生まれた。改憲派は押しつけ憲法だとしているが、憲法の理念である平和と人権保護を守るために、草の根からの護憲運動を進めるべきだ」と述べた。

一方、午後からは同じ会場で、平和と民主主義のための県民連合（小沼新事務局長）主催による「5・3憲法記念日の集い」があった。米軍が沖縄戦を

記録したフィルムを、アメリカから買い取る「フィード運動」で作った映画「戦場の童」が上映された。具島兼三郎・九大名譽教授が「平和憲法と背を向けるもの」と題して「中曾根内閣の靖国神社公式参拝や天皇在位六十周年記念式典など、改憲の反省が薄らぐ一方で、改憲派の動きも活発なだけに、平和憲法を守るために積極的な運動

が必要だ」と訴えた。

最後に、「宮崎にも核攻撃され、平和への危機が深まっている。本当の平和を求めるために考えよう」というアピールを採択した。